

令和4年8月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和4年8月総会議事録

1 日 時 令和4年8月15日(月) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農地転用の事業計画の変更について (1件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権2件・農地中間管理事業に係る利用権22件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(農地中間管理事業に係る合意解約2件・
農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更7件)
- 3 その他
 - ・次回総会 9月15日(木) 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 9月5日(月) 予定

4 出席委員(18人:議席順)

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 | 4番 林 一志 |
| 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 | 7番 高林 司 |
| 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 | 10番 大汐 光晴 |
| 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐 | 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員(1人)

- 1番 野中 保志

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和4年8月の総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案が4件、報告事項が2件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、7月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和4年8月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

15番、中野晴人委員、16番、末永恵子委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年8月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字西深川字●●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、台帳面積は570㎡、行為をする面積は570㎡。

申請人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●さん。

転用の目的は、集合住宅及び入居者用駐車場です。

理由としまして、申請地周辺は住環境に恵まれた地域で集合住宅を求める要望が多くある。従ってこの度、一般勤労者用集合住宅を建築すること

とした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。長門市役所本庁から南西へ約 970m に位置する農地です。

また、3 ページには公図、4 ページには土地利用計画図、5 ページから 6 ページには平面図と立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地法施行令第 5 条第 1 号が規定する第 1 種農地に該当し、原則許可しないことになっています。ここで、許可方針 (3) のエをご覧ください。

本案件につきましては、農地法施行規則第 33 条第 4 号が規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資による対応ということで、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜枡を介して道路の側溝に放流し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

7 番

7 番、当地区担当の高林です。

8 月 8 日に、大野会長、事務局、私と上野推進委員で現地に行き、確認をいたしました。

現地は、●●橋より●●●地区に入り、●●線の高架橋の近くにありま

す。

今回は、集合住宅1棟、8戸ということであります。

静かな所で、別に問題もないと思われますので、皆様の慎重審議の程、
よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取し、適当と認めるとの回答
の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規程による許可申請に
ついて、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を
求める。

令和4年8月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字油谷久富字●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、
現況ともに田、面積は1,115㎡。ほか1筆。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、福岡県福岡市博多区●●●●▲丁目▲番▲▲号、株式会社●
●●●●、代表取締役、●●●●さん。

譲渡人は、美祢市大嶺町●●▲▲▲▲番地▲、●●●●さん、ほか3名
です。

転用の目的は、パネル枚数216枚、パネル設置面積、水平投影面積、494.92
㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備2基の設置です。

理由としまして、譲受人が、事業拡大のため、太陽光発電設備用地を希

望しているところ、計画に値する申請地が見つかったため。

譲渡人は、休耕地となっており、耕作及び管理も困難となり思慮しているときに、譲受人の提案があり、答えることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び7 ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から北東へ約 1.4km に位置する農地です。

また、8 ページには公図、9 ページから 10 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページ中段をご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、該当条文なしの第2種農地に該当いたします。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により既存の農業用排水路に放流し、污水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の4番、林委員、補足説明をお願いいたします。

4 番

4番、林です。

8月8日に大野会長、事務局の方々、大田推進委員さんと私で現地の確認をいたしました。

現地は、国道とJRの線路に挟まれた農地で、もう長い間、耕作はされておられませんでした。

そして、現地の両サイドには、もうすでに太陽光パネルが設置されており、何ら問題はないと思います。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

4 番

4 番、林です。

8 月 8 日に大野会長、大田推進委員、事務局と私でこちらも現地の確認をいたしました。

もともと、出入りするのに不便じゃないかというふうな声もあったので、それを今回の申請で改善されるということで、全然問題はないと思っております。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

4 番、林委員からの補足説明でございました。

説明にもありましたように、最初から、どうも危ないんじゃないかという中で、許可を出したということでございましたが、現地に行ってみて、なるほど、スロープがないレベルの高さの埋め立てならいいなと思っております。

議案全体について何か質問、ご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和4年8月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

9月1日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の2つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

4ページをご覧ください。

賃貸借ですが、油谷地区のみで、1件3筆の2,628㎡。

使用貸借が、長門地区のみで、1件1筆の1,812㎡となります。

詳細につきましては、5ページをご覧ください。

次に、7ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、油谷地区のみで、18件65筆の121,451㎡。

使用貸借が、油谷地区のみで、4件13筆の23,489㎡となります。

総計しますと、22件78筆の144,940㎡となります。

詳細につきましては、8ページ以降をご覧ください。

基盤強化促進法第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

14番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

14番

14番、木村です。

昨日、たぶんこれ、私が関与している地区と思いますから、本人に会って説明してもらいました。

2番の、●●の●●さんの件です。それで、まず第1点が、●●で●●という名前は聞いたことがないから、ずうっと周辺にお住いの心当たりのある方に聞いて回ってみたんやけど、そりゃ、元からおった人じゃない、市営住宅におる人じゃないかということで、市営住宅へ行って、所在を確かめて、留守でしたので、●●地区の農地パトロールをまずする前に、再度自宅の方へ行って、本人と会って説明をしていただきました。

それでですね、現在の自作地が312㎡、これは●●の方で畑が2筆あると。それで、草刈りだけはやっておると。だから遊休農地ではないということで、それと、小作地が2,175㎡あります。これは、長門の●●でビニ

ールハウスで、イチゴ栽培をされています。それで、出荷は協販じゃなしに、センザキッチンの方で出荷されています。それで、この申請地の●●●●にある土地ですけど、これは、取下げられるのですか、議案書によると果樹が植えられるようになっているが、そして10年間ですがということで、地主の方から、まあ、そこまで発言してもいいのかどうか分かりませんが、けれども、この中だから発言しますけれども、地主の方から買ってもらえないかという申し出があったそうです。

だけど、自分が農地を買うには50aというのが頭にあったから、まだそれには届かんから、とりあえず利用権設定でいこうと思うちよる。

それで、事務局の坂倉さんの方にも行って会われている。それで、現在は30aで農地取得は可能ということも聞いたと言われました。とりあえずは、まあ議案書にあるように利用権設定を結んで、長くはないけど3条の申請を出すようになるかもしれませんという事を言っておられました。

そして、午前中も、まあ、その時会った様子が、百姓するような恰好で、地下足袋で帰ってこられて、「今、どこからの帰りかね。」と聞いたら、「今、●●●●さんの農地を、草刈りを暑いけどして帰りたいや。」ということで、「ああ、それかね。」ということでした。まあ、従来からの●●●●の人でも農家じゃないというイメージはあったけど、一生懸命、農業には取り組んでおられるなという姿勢は感じました。

以上、補足します。

議 長 事務局、今の木村委員さんの説明は、どの契約のことですかね。

事務局長 5ページの番号2、●●●●さんと●●●●さんとの利用権設定です。

補佐

議 長 ああ、そうですか。

14番 最初に言わなかったから、分からんやったですね。

議 長 中間管理と両方いっぺんに上程しましたからですね。

事務局長 補足いたしますが、この●●●●さんという方は、●●●●の●●●●住宅に住まれている方で、合同会社●●●●という会社を興されて、2年ほど前ですかね、●●●●のホテルのちょっと手前ぐらいにある農地の5条申請を出されて、そこに農機具置き場、それから看板を立てると、また駐車場を作るという転用をされて、これから農業にどんどん、力を注いでいきたいというようなお話を伺っております。

よろしいでしょうか。

議 長 はい、ありがとうございました。

14番 ちょっとよろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。

14番 今の言われた場所はね、●●●の線路側の線路の上にあるレストランがある、バス停がある。その前の国道を挟んですぐへり。今は砂利が敷いて、鉄骨の看板が取付けられるように設置はされている。ゴミステーションのへりの三角になったところです。

坂倉事務局長補佐 今、木村委員からご説明があった場所も、近々、冷凍用の倉庫を設置したいということで、事業計画の変更を出したいということも言っておられました。

いずれ、変更が出てくるかと思われます。

議 長 現地は、山近委員とずいぶん前に、現地確認をした場所でございます。話が、ちょっと横道じゃないですけど、利用権設定の方からちょっと逸れましたが、もしこの議案について、何か分からないことがございましたら、また事務局の方へおたずねをしていただけたらと思います。利用権設定についてのご意見がないようでしたら、採決をしたいと思いますが、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたしました。引き続きまして、報告事項に入ります。報告事項の1の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明に入ります。14ページをご覧ください。報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。番号1。

令和4年8月8日付けにて、大野会長、林委員、大田推進委員、事務局とで現地を確認いたしまして、雑種地として証明をしております。

番号2。

現地については、宅地の一部となっていることから、令和4年8月8日付けにて、大野会長、松田委員と事務局とで現地を確認いたしまして、宅地として現況証明をしております。

以上でございます。

議長 　ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議長 　続きまして、報告事項の2の説明をお願いいたします。

事務局長 　それでは、15ページをご覧ください。

報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号1。

令和4年6月22日に合意解約しております。

ほか1件の合意解約でございます。

次に、17ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

契約期間は、令和4年6月30日から令和9年11月30日までとなっております。

7件の、合意解約による耕作者の変更でございます。

以上でございます。

議長 　ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議長 　続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 　それでは、9月の定例総会ですが、9月15日、木曜日、9時30分から市役所4階大会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、9月5日、月曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

また、8月24日、水曜日には、日置、油谷地区で、8月25日、木曜日に

は、長門、三隅地区で、第 3 回農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。ご出席の程、よろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

本日、皆様にお諮りする全ての議題を終わりますが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、8月の定例総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 5 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年8月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 中 野 晴 人

議事録署名委員 末 永 恵 子